平成21年　規則第３号

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則

制定理由

不動産を寄附で受け入れる場合の手続きを明確にするため，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成21年３月26日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由：　不動産を寄附で受け入れる場合の手続きを明確にするため，所要の改正を行うものである。

改　　正（案）	現　　行
〔省略〕 （定義） 第４条　この規則における用語の定義は，次の各号に定めるところによる。 (1)　〔省略〕 (2)「取得」とは，不動産を購入，建設，寄附等により，新たに所有することをいう。 (3)～(5)〔省略〕 〔省略〕 （取得の措置） 第８条　資産管理役は，新たに不動産を取得（次条によるものを除く。）しようとする場合は，次に掲げる事項を明らかにして，学長の承認を受けなければならない。ただし，国立大学法人法施行規則（平成 15 年文部科学省令第 57 号）第 17 条に規定する重要な財産（以下「重要な財産」という。）以外の不動産については，資産管理役の承認をもってこれに代えることができる。 (1) 件名 (2) 必要とする不動産の概要 (3) 必要とする理由 (4) 取得の時期及び取得を必要とする場所 (5) 取得見込額及び予算科目 (6) その他必要な事項 ２　資産管理役は，前項本文の学長の承認があった場合又は同項ただし書きの承認をした場合は，契約担当役に対し，前項に掲げる事項を明らかにして，取得のために必要な措置を請求するものとする。 ３　契約担当役は，不動産の取得のために必要な措置が完了した場合は，資産管理役に対し，直ちにその内容を通知するものとする。 ４　資産管理役は，前項の通知を受けた場合は，その内容を確認し，当該不動産の受入れを行うとともに，当該不動産が重要な財産である場合は，学長に報告しなければならない。 （寄附による取得の措置）	〔省略〕 （定義） 第４条　この規則における用語の定義は，次の各号に定めるところによる。 (1)　〔省略〕 (2)「取得」とは，不動産を購入，建設，贈与等により，新たに所有することをいう。 (3)～(5)〔省略〕 〔省略〕 （取得の措置） 第８条　資産管理役は，新たに不動産を取得しようとする場合は，次に掲げる事項を明らかにして，学長の承認を受けなければならない。ただし，国立大学法人法施行規則（平成 15 年文部科学省令第 57 号）第 17 条に規定する重要な財産（以下「重要な財産」という。）以外の不動産については，資産管理役の承認をもってこれに代えることができる。 (1) 件名 (2) 必要とする不動産の概要 (3) 必要とする理由 (4) 取得の時期及び取得を必要とする場所 (5) 取得見込額及び予算科目 (6) その他必要な事項 ２　資産管理役は，前項本文の学長の承認があった場合又は同項ただし書きの承認をした場合は，契約担当役に対し，前項に掲げる事項を明らかにして，取得のために必要な措置を請求するものとする。

第８条の２　資産管理役は，寄附により新たに不動産を取得しようとする場合は，第 12 条に定める資産管理者を経て，寄附申込者から次に掲げる事項を明らかにした寄附申込書を提出願い，学長の承認を受けなければならない。ただし，重要な財産以外の不動産については，資産管理役の承認をもってこれに代えることができる。 (1) 件名 (2) 不動産の概要 (3) 寄附の目的 (4) 寄附の時期 (5) 不動産の価格 (6) その他必要な事項 ２　資産管理者は，当該不動産の工事等が竣工した場合，寄附申込者からの引渡書を資産管理役に提出しなければならない。 ３　資産管理役は，前項の引渡書の提出を受けた場合は，その内容を確認し，当該不動産の受入れを行うとともに，当該不動産が重要な財産である場合は，学長に報告しなければならない。	
（登記又は登録） 第９条　学長は，登記又は登録を必要とする不動産を取得した場合は，法令の定めるところにより，登記又は登録を行うものとする。	（取得に伴う登記又は登録） 第９条　契約担当役は，不動産の取得のために必要な措置が完了した場合は，資産管理役に対し，直ちにその内容を通知するものとする。 ２　資産管理役は，前項の通知を受けた場合は，その内容を確認し，当該不動産の受入れを行うとともに，当該不動産が重要な財産である場合は，学長に報告しなければならない。 ３　学長は，登記又は登録を必要とする不動産を取得した場合は，法令の定めるところにより，登記又は登録を行うものとする。
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この規則は，平成21年４月１日から施行する。	